

洲本市告示第 23 号

洲本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

洲本市長 上 崎 勝 規

洲本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年 2 月27日付け総行政第29号 総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づく地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等については、国要綱及び洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、国要綱及び市規則において使用する用語の例による。

(補助の実施)

第 3 条 市は、予算の範囲内において、次条に規定する補助対象者に対し、国要綱第 4 条に規定する持続可能な事業の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国要綱第10条第 1 項又は第 2 項の規定による交付決定を受けた交付金事業を行う交付金事業者
- (2) 市の区域内に、現に本店若しくは主たる事務所を有し、又は新たに本店若しくは主たる事務所を設けようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年

洲本規則第1号)第3条第1項に規定する市税等の滞納者

- (2) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年洲本市告示第13号)第2条第5号に規定する役員等が洲本市暴力団排除条例(平成25年洲本市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者

- (3) 当該年度において、補助金の交付を受けた者
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、国要綱第5条第1項に規定する交付対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)から融資額等及び交付金事業に係る補助対象者の自己資金の額の合計額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該額(以下「計算額」という。)が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 融資額等が計算額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
(2) 融資額等が計算額の1.5倍以上の額以上2倍未満の額の場合 3,500万円
(3) 融資額等が計算額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(交付申請書の添付書類)

第7条 市規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 地域経済循環創造事業実施計画書(国要綱別記様式第1号-1)及び地域経済循環創造事業実施計画書(別記様式第1号-2)
(2) 前号に規定する計画書における収支計画書に記載する計上根拠を証するに足る具体的な資料
(3) 市歳入金情報に関する同意書(洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則別記様式)
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前審査)

第8条 市長は、市規則第4条の規定により補助金の交付の決定をしようとするときは、あらかじめ、洲本市地域経済循環創造事業審査会の議を経るものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、市規則第4条の規定により本補助金の交付の決定をするときは、国要綱第24条に規定する条件その他必要な条件を付するものとする。

(軽微な変更)

第10条 市規則第5条第1項第4号及び第10条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、国要綱第13条第1項各号に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告書の添付書類)

第11条 市規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 地域経済循環創造事業交付金事業報告書
 - (2) 地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
 - (3) 領収書その他の補助対象経費の支出の実績を証するに足る書類の写し
 - (4) 融資契約書その他の融資額等を証するに足る書類の写し
 - (5) 写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況が記載された書類その他の補助事業等の成果を証するに足る書類
 - (6) 取得財産等がある場合にあっては、取得財産等管理明細表(国要綱別記様式第9号)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (書類等の保存期間)

第12条 補助事業者等は、市規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者等は、取得財産等については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(国要綱別記様式第8号)を備え管理しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(財産の処分制限)

第14条 市規則第21条第1項第4号に規定する市長が指定する財産は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械又は器具であって、その価額が国要綱第21条第2項に規定する額以上のものとする。

2 市規則第21条第2項の規定により定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条の規定するところによる。

- 3 市長は、補助事業者等に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(収益納付等)

第15条 補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、事業化収益状況報告書（国要綱別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助事業等による事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者等は、市が国要綱第22条第3項の規定により交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じられたときは、当該金額に相当する額を市に納付しなければならない。

(洲本市地域経済循環創造事業審査会)

第16条 洲本市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第17条 審査会は、この要綱の規定によりその権限に属させられた事項その他補助金の交付等に関する重要事項を審査する。

第18条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

第19条 会長は、洲本市副市長事務分担規則（平成18年洲本市規則第177号）第2条第1項第1号に規定する副市長をもって充てる。

- 2 会長は、審査会の会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第20条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画情報部長
- (2) 財務部長
- (3) 産業振興部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、議事に関係のある部及び課の長

第21条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長又は第19条第3項の規定により会長の職務を代理する委員が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 審査会の議事については、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、審査会において定めた2人の委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 6 審査会の議事は、公開しない。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、議事録の全部又は一部を公開することができる。

第22条 審査会の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

第23条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に市規則第4条の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。